

街なみ環境整備方針  
梶原地区

平成23年3月7日

(平成24年3月19日変更)

高知県梶原町

別記様式第6 街なみ環境整備方針説明書

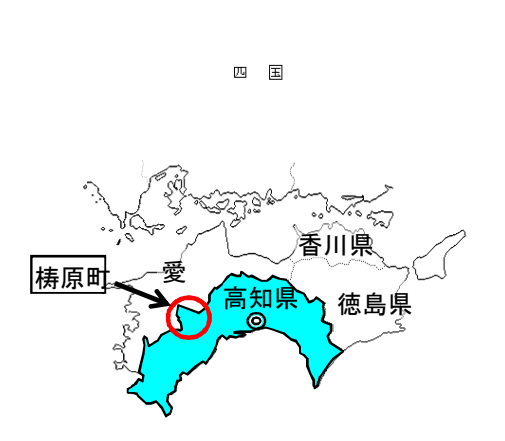
都道府県名		高知県	市町村名		梶原町	区域名		梶原地区
区況現況	区域の概況		対象区域は、梶原町の中心に位置しており、保育園、幼稚園、小中高校、病院、銀行がある市街地である。区域中央部を南北に貫通する国道440号と、四万十川の源流梶原川を中心に東西に街なみが形成されている。					
	道路の概況		<p>区域内の道路は、南北に貫通する国道440号が背骨のような形で横たわり国道197号に接続されている。国道440号については改良がまだ始まっておらず3.5m～5mの道路となっており、それに接続する町道も3～4mと非常に狭い道路であるが、国道440号については、平成15年度より拡幅するための用地買収が始まっている。</p> <p>坂本龍馬が脱藩をした道として、歴史国道、いやしの道等に選定されている道もあるが、道路構造等の仕様は、アスファルト舗装やコンクリート構造物となっており、修景整備は行われていない。</p>					
	公園等の現況		既存の公園はなく、住民の公園整備の要望も多くなっており新たな公園緑地用地の確保と新たな街なみにふさわしい公園緑地の整備が必要である。					
	地域住民のまちづくり活動の概要		国道改良を契機に、平成11年からまちづくり住民組織として発足した「たくみの会」を中心に活発な活動を展開しており、梶原らしい街を形成するために議論を重ねている。					
整備の目標		<p>区域内に、歴史的な建造物は少ないことから、今の梶原らしさをあらわす街づくりを行うため、地域住民が中心となり、「木と水をいかした、やすらぎともてなしのある街なみづくり」というイメージを作り出し、それに基つき建築物等の修景的整備を行う。</p> <p>また修景施設整備と併せて、梶原町の街なみにふさわしい地区施設の整備を行う。</p>						
区域の整備に関する基本方針	整備の時期		平成16年度から平成25年度までの10年間					
	基地本区方針	通路等	国道440号と住宅、商店街を結ぶサークル状になった町道について、舗装の改良及び関連構造物の修景工事を行う。 小学校裏門への通路の整備を行う。					
		小公園等	街の中心を流れる梶原川沿いの空き地を水と親しめる河川公園として整備する。 そこを出発地点として河川沿いに遊歩道を整備し、脱藩の道の雰囲気味わえる場所とする。 国道との交差点に存在する町有地にポケットパークを設け、ひと休みできる空間をつくり、歴史的施設へ誘導できる場所とする。					
		その他						
	住宅本等方針	住宅	区域内の既存民家や新築建築物に対して、街なみ形成の観点から、梶原町景観要綱及び景観形成基準に基づいて建築物の外観整備を行う。 また、同じく要綱・基準に基づいて、これら建築物に付随する門、塀、看板等の修景整備を行う。					
敷地		街中心にある、空き地について住宅敷地として整備を行い、新たな定住者の確保や、Uターン等の若者定住のための敷地として活用する。 また、老朽化した空き家について、取り壊しを行い、住宅敷地として利用する。						
その他の事項								

【位置図】

区域名又は地区名	梶原地区
----------	------

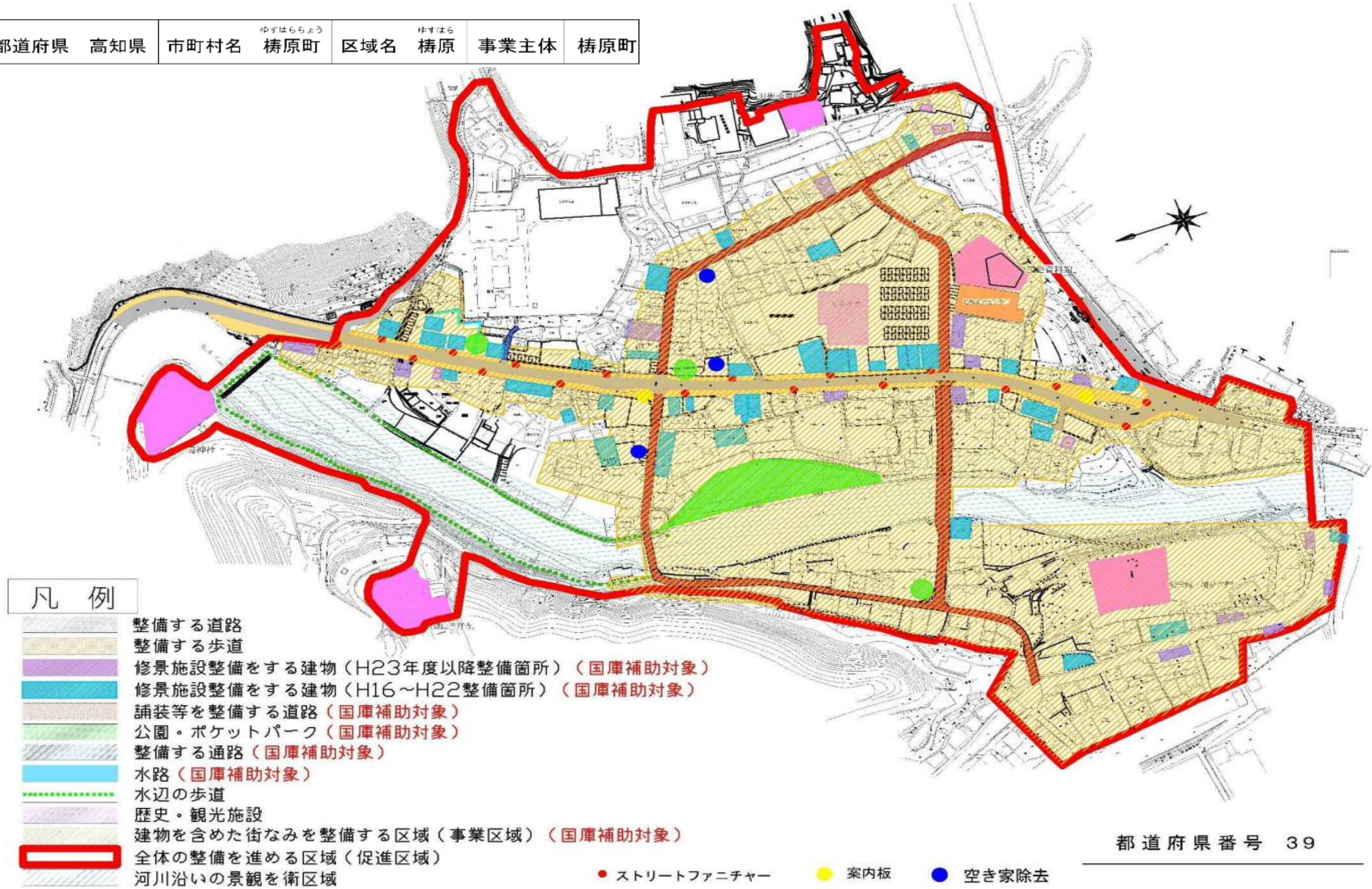


市町村位置図



〔区域図〕

都道府県	高知県	市町村名	つるぎ町	区域名	つるぎ	事業主体	つるぎ町
------	-----	------	------	-----	-----	------	------



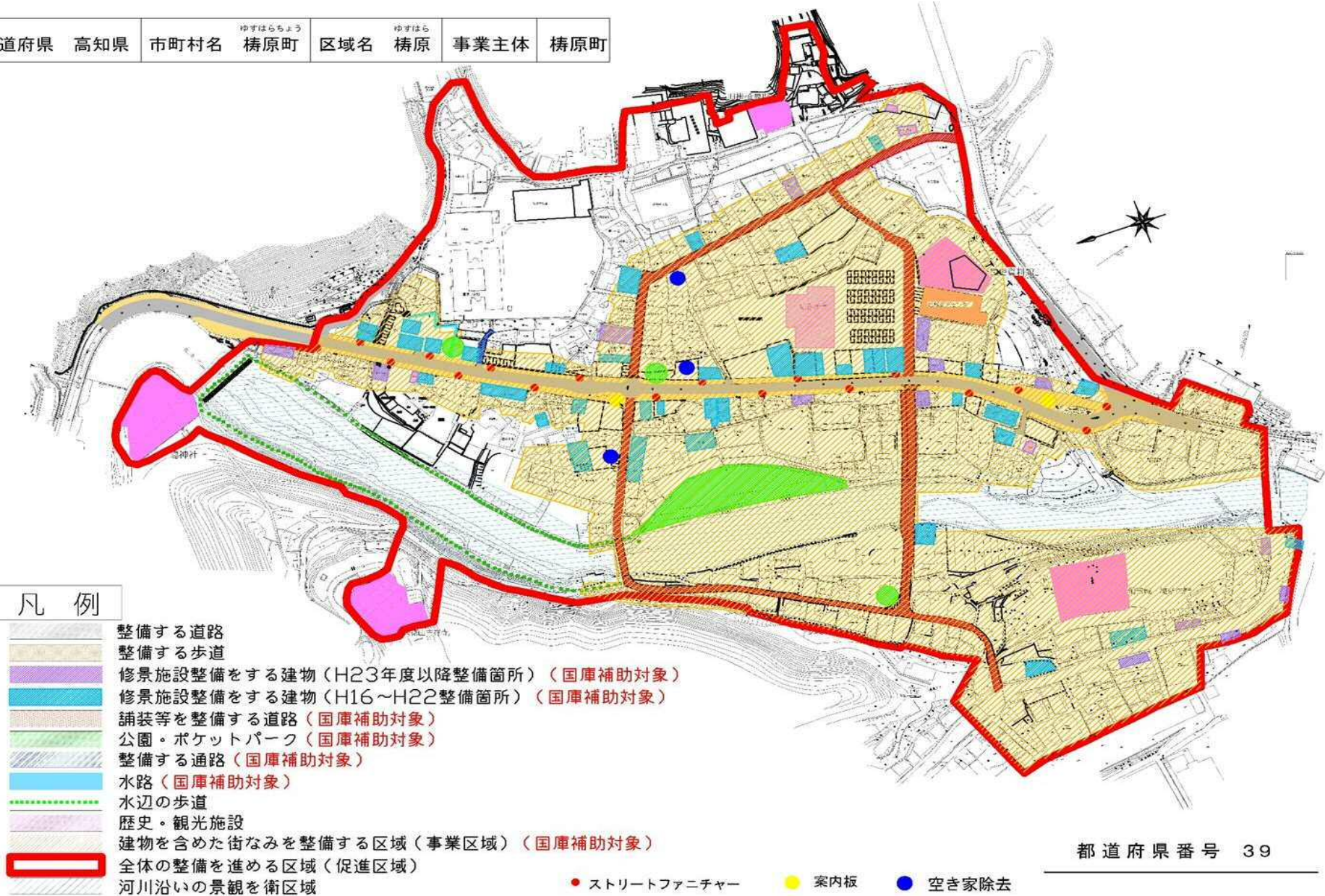
凡例

- 整備する道路
- 整備する歩道
- 修景施設整備をする建物（H23年度以降整備箇所）（国庫補助対象）
- 修景施設整備をする建物（H16～H22整備箇所）（国庫補助対象）
- 舗装等を整備する道路（国庫補助対象）
- 公園・ポケットパーク（国庫補助対象）
- 整備する通路（国庫補助対象）
- 水路（国庫補助対象）
- 水辺の歩道
- 歴史・観光施設
- 建物を含めた街なみを整備する区域（事業区域）（国庫補助対象）
- 全体の整備を進める区域（促進区域）
- 河川沿いの景観を衛区域

- ストリートファニチャー
- 案内板
- 空き家除去

# 〔整備方針図〕

都道府県	高知県	市町村名	中津はらちよろ 梶原町	区域名	中津はら 梶原	事業主体	梶原町
------	-----	------	----------------	-----	------------	------	-----



## 凡例

- 整備する道路
- 整備する歩道
- 修景施設整備をする建物（H23年度以降整備箇所）（国庫補助対象）
- 修景施設整備をする建物（H16～H22整備箇所）（国庫補助対象）
- 舗装等を整備する道路（国庫補助対象）
- 公園・ポケットパーク（国庫補助対象）
- 整備する通路（国庫補助対象）
- 水路（国庫補助対象）
- 水辺の歩道
- 歴史・観光施設
- 建物を含めた街なみを整備する区域（事業区域）（国庫補助対象）
- 全体の整備を進める区域（促進区域）
- 河川沿いの景観を衛区域

- ストリートファニチャー
- 案内板
- 空き家除去